

東総地区広域市町村圏事務組合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2次）

令和5年2月27日

東総地区広域市町村圏事務組合管理者

東総地区広域市町村圏事務組合議会議長

東総地区広域市町村圏事務組合代表監査委員

東総地区広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、東総地区広域市町村圏事務組合管理者、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長及び東総地区広域市町村圏事務組合代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和5年2月27日から令和8年3月31日までとする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について、年度ごとに点検及び評価する。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組み

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その目標達成のための取組みを実施する。

なお、この目標は、組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【目標1】 一人当たり月平均時間外勤務時間数の縮減		
令和3年度実績	目標（令和7年度末）	縮減率
14時間19分	10時間01分	30%
<p>《目標達成のための取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。 ・ 既存の業務そのものを見直し、事務の合理化・簡素化を図る。 ・ 管理職が各職員に定時退庁を勧奨するとともに、率先して定時退庁するよう努める。 ・ 当組合関係市の動向を踏まえ、早出遅出制度・フレックスタイム制の弾力的な勤務時間制度及び休憩時間の柔軟化について検討・導入する。 		

【目標2】 配偶者出産休暇、育児参加休暇等の制度が利用可能な男性職員の休暇取得率の向上		
	令和3年度実績	目標（令和7年度末）
配偶者出産休暇	0% (該当者なし)	100%
育児参加休暇	0%	100%
<p>《目標達成のための取組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者出産休暇、育児参加休暇等の制度がわかるリーフレットの配布等により、職場での当該休暇制度の理解を深め、休暇を取得しやすい職場環境の醸成を図る。 ・ 職員の業務分担の見直しにより、休暇取得により周りの職員に過度に負担がかからないように努める。 		

【目標3】 係長級職員に占める女性職員の割合の向上		
令和3年度実績	目標（令和7年度末）	増加率
3人	5人	67%
<<目標達成のための取組み>> ・ 派遣元である関係市に対し、当該役職に相当する女性職員の派遣について要望する。		